

保険室へご相談ください

65〜74歳の人の後期高齢者医療制度への加入について



後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の人が加入する健康保険制度です。ただし、一定の障害をお持ちの65歳以上75歳未満の人も、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入を希望される場合は、保険室にご相談の上、ご申請ください。申請して広域連合から認定を受けた日から被保険者となります。

いったん加入しても、いつでも将来に向かって撤回することができます。ただし、過去に遡っての撤回はできません。

障害認定該当の障害等級

- 国民年金法などの障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1〜3級、ならびに4級のうち以下のいずれかに該当する人
- ① 音声、言語機能の著しい障害
- ② 両下肢の全ての指を欠く



③ 一下肢の下腿1/2以上を欠く

④ 一下肢の機能の著しい障害

⑤ 両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の著しい障害と同程度

● 精神障害者保健福祉手帳1・2級

● 療育手帳A判定

▼申請・問い合わせ先
住民課 保険室

☎26・2249(直通)

納付期限までに納めましょう

国民年金保険料



令和7年度の国民年金保険料は、月額17,510円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用した納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構は、保険料の未納者に対して、電話、書面、面談により早期に納付するよう案内を行っています。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

収入が一定額以下の場合には

保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」が利用できます。手続きは保険室窓口、または電子申請で行ってください。令和7年度の免除受け付けは7月1日から開始し、7月分から令和8年6月分までの期間を対象として審査を行います。申請時の2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができません。

失業などで保険料の納付が経済的に困難になり、申請を忘れていたために未納期間がある人は、ご相談ください。

▼相談・問い合わせ先

渋川年金事務所 国民年金課
☎22・1614

※音声ガイダンスが流れたら、2を2回押してください。
住民課 保険室

☎26・2249(直通)

健康の保持・増進のため

人間ドック受診に補助金



人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドック（人間ドック併用）です。

※脳ドックのみ受診した場合や、町の健診を受けた場合、人間ドックへの補助金を受けることはできません。

▼対象

国民健康保険(国保)加入者

- 受診日現在、国保の被保険者で、30歳以上の人
- 申請日時点で国保税を滞納していない人

後期高齢者医療保険加入者

- 受診日現在、町に住所がある被保険者
- 申請日時点で後期高齢者医療保険料を滞納していない人

▼医療機関 ご自身で選定

▼助成金額 2万円

※健診料が2万円以下の場合には

支払った金額まで

▼申請方法

受診後、次のものを保険室に持参してください。

- 人間ドック健診料の領収書
- 健診結果(一式)
- 通帳など(振込先が分かるもの)

▼受診期間

4月1日(☎)～令和8年3月31日(☎)

▼申請期限

令和8年3月31日(☎)

※令和8年3月中に受診する人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果通知表は令和8年4月30日(☎)までに追加で持参してください。

※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)

乳幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること

● 町税を滞納していないこと

- チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2

分の1(千円未満切り捨て)で、上限5,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
- 保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

左記の二次元バーコードからまたは窓口で申請してください。



▲申請はこちらから

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)

今月の納税

固定資産税……………2期
 国民健康保険税…1期
 介護保険料……………1期
 後期高齢者医療保険料…1期

納期限 7月31日(木)

コンビニエンスストア、PayPay、auPAY、
 d払いでも納付できます。また、
 便利で確実な口座振替も
 ご利用ください。

ひとりで悩んでいませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。

問い合わせ先
 健康福祉課 福祉室
 ☎26-2246(直通)



▲相談窓口一覧
 (県ホームページ)

梅雨の時期です!
 情報の入手方法の確認を

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。



二次元コードを読み取るか、

URL t-yoshioka@sg-p.jp

へ空メールを送信してください。

登録はこちら



ほっとメールの
 配信内容を町公式
 LINEでも見られる
 ようになりました。

友だち追加はこちら



テレビリモコン
[d] ボタン

テレビのデータ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

町LINE公式アカウント を登録しましょう!

町に関するさまざまな情報を
 広くお伝え
 します。ぜひ
 「友だち登録」
 してご活用
 ください。



友だち追加方法

二次元バーコードを読み取るか、LINEのホーム画面から「吉岡町」と入力して検索してください。



@yoshioka_town

▶ **問い合わせ先**
 企画財政課 企画室
 ☎26-2241(直通)

「吉岡村誌にみる野田宿・森田家」(改訂版) を寄贈いただきました

上野田在住の森田均氏より、「吉岡村誌にみる野田宿・森田家」(改訂版)を寄贈いただきました。この冊子は、昭和55年に発刊された『吉岡村誌』の中から、野田宿・森田家に関する記述を抜粋したもので、地域の文化財を後世に伝えるための重要な資料となっています。貴重な資料の寄贈ありがとうございました。

寄贈された冊子は、町文化財センターにて配布します。町民の皆さまにとって、吉岡町の歴史に触れる貴重な機会となりますので、ぜひ手に取ってご覧いただき、ご活用ください。



▲森田 均氏(左)から柴崎町長(右)へ

問い合わせ先
 教育委員会
 文化財センター
 ☎54-9443